（日米共同部）

第十九条　日米共同部においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施に必要なアメリカ合衆国の軍隊との調整に関すること。

二　防衛の分野における国際的な交流に係る調整に関すること。

（部長、副部長、課長及び室長）

第二十条　部に部長（うち情報部長及び情報作戦調整部長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を、課に課長を、室に室長を置く。

二～五　［略］

六　課長又は室長は、部長の命を受け、それぞれ課務又は室務を掌理する。

（幕僚副長）

第二十九条　［略］

２　東部方面総監部、中部方面総監部及び西部方面総監部の幕僚副長は、陸将補をもつて充てる。

３　北部方面総監部及び東北方面総監部の幕僚副長は、陸将補一人及び一等陸佐一人をもつて充てる。

４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（日米共同部）

第十九条　日米共同部においては、防衛及び警備の実施に必要なアメリカ合衆国の軍隊との調整に関する事務をつかさどる。

（部長、副部長及び課長）

第二十条　部に部長（うち情報部長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を、課に課長を置く。

二～五　［同上］

六　課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

（幕僚副長）

第二十九条　［同上］

２　幕僚副長は、陸将補をもつて充てる。［項を加える。］

３　［同上］

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～四　［略］ 五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、陸上総隊司令部幕僚長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊後方支援学校長、陸上自衛隊補給本部長、陸上自衛隊補給本部副本部長、陸上自衛隊教育訓練研究本部長及び陸上自衛隊教育訓練研究本部副本部長 六　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部装備計画部長、自衛艦隊司令部幕僚長、水上艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、水陸両用戦機雷戦群司令、舞鶴地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、大湊地区総監、情報作戦集団司令官、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～四　［同上］ 五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、陸上総隊司令部幕僚長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊教育訓練研究本部長、陸上自衛隊補給統制本部副本部長及び陸上自衛隊補給統制本部副本部長 六　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部装備計画部長、自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、舞鶴地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、大湊地区総監、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長